

【令和8年度児童扶養手当現況届に関するお知らせ】
児童扶養手当を受給されている方のうち、
令和7年12月31日時点で
19歳～22歳のお子様を育てている皆様へ

特定親族特別控除を受けている方は、
課税証明書等(控除額の記載があるもの)
の提出が必要になる場合があります。

令和7年12月31日時点で、下記の条件◆をすべて満たす親族と
生計を同一にしている場合、所得控除を受けられます。

◆年齢**19歳以上22歳以下** ◆合計所得金額が**58万円超123万円以下**

児童扶養手当については、**令和9年1月支給分**以降の手当額の算定
から適用されます。控除が適切に反映されないと正しい手当額が
算定できない場合があります。

手続きが必要な場合があります。以下の情報をご確認ください。

■手続きが必要な方

特定親族特別控除を受けている方で、
令和8年1月1日に住民票が河南町以外の市町村にある場合

必要な手続き▶現況届提出時に**令和8年度課税証明書等**のご提出をお願いします。
※課税証明書等は令和8年1月1日時点で住民票登録がある市町村の役所で取得することが
できます。なお、取得方法(窓口・郵送・電子申請)や手数料等は市町村によって異な
ります。詳細は各市町村のホームページ等でご確認をお願いします。

■手続きが不要な方

特定親族特別控除を受けている方で、
令和8年1月1日に住民票が河南町にある場合
(河南町で確認を行うため、提出は不要です。)

お問い合わせ先

河南町役場 教・育部 こども1ばん課(1階窓口⑥) 電話 0721-93-2500